屋外貯蔵タンクの内部コーティング材料の試験確認に係る業務規程

改正　令和３年 10 月 20 日　危保規程第 25 号
改正　令和６年 11 月 14 日　危保規程第 31 号
最終改正　令和７年　３月 24 日　危保規程第 15 号

第１　目的

この業務規程は、「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について（平成６年９月１日消防危第 74 号消防庁危険物規制課長通知）」に示されたコーティングに関する指針（以下「指針」という。）に規定するエポキシ系樹脂塗料、タールエポキシ系樹脂塗料、ガラスフレーク樹脂及びガラス繊維強化プラスチック（以下「コーティング材料」という。）について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）がコーティング材料を製造する者の申請に基づき、指針の品質に係る試験確認を行う場合の手続き等を定め、以て指針の品質に適合するコーティング材料であることを明らかにするとともに、屋外貯蔵タンクの内部コーティングの品質の向上に寄与することを目的とする。

第２　業務の対象

本業務規程に基づく試験確認業務の対象は、指針に規定するコーティング材料とする。

第３　用語の意味

この業務規程で用いる用語の意味は、次による。

１　エポキシ系樹脂塗料
エポキシ樹脂又はポリオール樹脂、顔料、硬化剤及び溶剤を主な原料としたもの

２　タールエポキシ系樹脂塗料
エポキシ樹脂又はポリオール樹脂、コールタール、ビチューメン、顔料、硬化剤及び溶剤を主な原料としたもの

３　ガラスフレーク樹脂
ビニルエステル樹脂、顔料、硬化剤、促進剤及び溶剤を主な原料とした結合剤に、ガラスフレークを充てんしたもの

４　ガラス繊維強化プラスチック
ビニルエステル樹脂、不飽和ポリエステル樹脂又はエポキシ樹脂、顔料、硬化剤、促進剤及び溶剤を主な原料とした結合剤を、ガラス繊維の強化剤に含浸させたもの

５　同一試験区分
コーティング材料の成分（樹脂、添加剤、ガラスフレーク等の種類）が同じものをいう。

第４　試験確認の方法

試験確認の方法は確認工場方式とする。確認工場方式とは、確認工場の指定を希望するコーティング材料の製造工場に協会が職員を派遣し、当該工場の製造工程、製造設備、品

質管理体制等を確認させるとともに、同一試験区分毎に当該工場が実施する試験に立ち合わせるか又は試験記録を確認することによって、指針の品質に適合するコーティング材料を継続して製造することができると認めた場合に、試験確認された試験区分のコーティング材料を収納する容器に、第６に定める表示を付すことができる工場（以下「確認工場」という。）として指定する方式である。

第５　手続き

試験確認の手続きは、次に定めるところによる。

１　試験確認の申請等

(1)　確認工場の指定を受けようとする者は、別記様式第１に示すコーティング材料確認工場指定申請書正副２通に、別表第１に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。

(2)　協会は申請書類を審査した後、品質管理体制が概ね整っていると認めるときは、協会の職員を製造工場に派遣する。協会の職員は、製造工場において別表第２に掲げる書類及び製造工程、製造設備、品質管理体制等について実地調査を行うとともに、抜き取った供試品について申請者が実施する試験に立ち合うものとする。

(3)　協会は、(2)の試験の結果が指針の品質に適合しており、かつ製造工場の品質管理体制等が適正であり、品質に適合するコーティング材料を継続して製造することができると認めた場合は、当該工場を確認工場に指定し、別記様式第２に示す確認工場指定通知書により、その旨を申請者に通知する。ただし、確認工場に指定することが適当でないと判断した場合は、その理由を記して申請者に通知するものとする。

２　試験確認結果不適合の場合の再申請等

(1)　確認工場の指定に係る試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が、当該試験確認を改めて受けようとする場合は、１、(1)に準じて再申請を行うことができるものとする。この場合、前回の試験確認において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

(2)　協会は、再申請があった場合は、１、(2)及び(3)に準じて実地調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

３　表示

確認工場は、試験確認を受けた試験区分のコーティング材料を収納した容器に、第６、１に定める表示を付すことができる。

(1)　試験確認済証の交付申請等

ア　確認工場が、第６、１、(1) に定める試験確認済証を付そうとする場合は、別記様式第３に示す試験確認済証交付申請書正副２通に、第６、４に定める表示の管理に関する事項について説明した表示管理計画書を添えて、協会に試験確認済証の交付を申請するものとする。

イ　協会はアの申請に係る表示管理計画書を審査し、適正に試験確認済証の管理が行われると認めるときは、第７、１、(9) に定める手数料を申請者に請求する。請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会が請求した額を振り込むものとす

る。

ウ　協会は手数料の振込を確認後、申請者に試験確認済証を交付するものとする。

(2)　表示の登録申請等

ア　確認工場が、第６、１、(2)から(5)に定める表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第４に示す表示登録申請書正副２通に、表示管理計画書、表示の諸元、図案等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請するものとする。

イ　協会は、アの申請に係る表示が第６、２及び３に定める事項に適合し、かつ適正に表示の管理が行われると認めるときは、第７、１、(10)に定める手数料を申請者に請求する。請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会が請求した額を振り込むものとする。

ウ　協会は、手数料の振込を確認後、当該表示を登録し、その旨を別記様式第５に示す表示登録審査通知書により申請者に通知するものとする。

４　自主試験

確認工場は、コーティング材料が指針の品質に適合していることを確認するために、必要な試験（以下「自主試験」という。）を実施し、記録を保存しなければならない。また、試験の結果、連続して不適合が発生した場合は、速やかにその旨を協会に通知しなければならない。

５　定期調査

(1)　確認工場は、１年に１回協会が行う確認工場の調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならない。

(2)　定期調査を受けようとする者は、別記様式第６に示す確認工場定期調査申請書正副２通に別表第１に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。

(3)　定期調査を行う場合、協会は確認工場に対し、事前に調査実施期日その他調査の実施に必要な事項を通知するものとする。

(4)　定期調査は、協会がその職員を確認工場に派遣して、確認工場の品質管理体制、表示の管理状況、確認工場の指定または前回の定期調査から現在までのコーティング材料の製造量の調査を行わせるほか、抜き取った供試品について申請者が実施する試験に立ち合わせることにより行うものとする。ただし、品質管理状況（自主試験の内容を含む。）が良好な場合、試験項目を減じることができるものとする。

(5)　協会は、定期調査を行った結果を別記様式第７に示す確認工場定期調査結果通知書により申請者に通知する。この場合、引き続き確認工場に指定することが適当でないと判断した場合は、その理由を記すものとする。

６　再定期調査

(1)　定期調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、５、(2)に準じて再定期調査の申請を行うことができるものとする。この場合、前回の定期調査において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

(2)　協会は、(1)の申請があった場合は、５、(3)から(5)に準じて再定期調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

７　コーティング材料の試験区分の追加申請

確認工場がコーティング材料の試験区分を新たに追加して試験確認を受けようとする場合は、別記様式第８に示すコーティング材料試験確認申請書正副２通に、別表第１に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。その後の手続き等は１、(2)以下に準じるものとし、別記様式第９に示すコーティング材料試験確認結果通知書により、結果を申請者に通知するものとする。

８　製造設備等の変更届、変更調査

(1)　確認工場は、製造工程、製造設備、試験設備等を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第 10 に示す変更届正副２通を協会に届出るものとし、変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認める場合を除き、協会の確認を受けなければならない

(2)　協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き協会職員を当該確認工場に派遣し、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を行わせるものとする。

この場合の手数料は第 11、１、(8)に定めるところによるものとし、その手続き等は、５、(2)に準じるものとする。

(3)　(2)の変更調査は、変更後の品質管理体制、製造設備等を確認するとともに、場合によっては試験による確認を行い、変更後に製造されるコーティング材料が、変更前に製造されたコーティング材料と同等以上又は指針の品質に適合するかどうかについて評価することにより行うものとする。

(4)　協会は、別記様式第 11 に示す変更調査結果通知書により、結果を届出者に通知する。ただし、変更後に製造されるコーティング材料が、変更前に製造されたコーティング材料と同等以上又は指針の品質に適合すると判断できない場合は、その理由を記して届出者に通知するとともに、製造済みのコーティング材料の措置等について、関係者と協議するものとする。

９　通知書の再発行

(1)　試験確認等を受けた者が通知書の再発行を希望する場合は、別記様式第 12 に示す通知書再発行申請書により申請するものする。

(2)　協会は、申請理由が妥当であるとも認めた場合は、通知書を再発行するものとする。

10　その他

(1)　この業務規程に定める試験確認を受けた者は、この業務規程に基づいて協会が交付した文書を改ざんしてはならない。

(2)　この業務規程に定める試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じたときは遅滞なく協会に届出なければならない。

ア　住所又は法人の住所

イ　氏名又は法人の名称

ウ　法人の代表者の氏名又は職位

エ　確認工場の名称

オ　その他理事長が必要と認めた事項

(3)　この業務規程に定める試験確認の実施において、供試品等を減失又は毀損して

も、協会はその責を負わないものとする。

第６　表示

１　表示の種類

試験確認に係る表示方法は次のいずれかとし、容易に消えないものであること。なお、(1)は協会が交付するものに限り、(2)から(5)までは協会に登録したものに限る。

(1)　試験確認済証

(2)　印刷

(3)　吹き付け

(4)　押印

(5)　打刻

２　表示事項

１の方法による表示は、次の事項が記載されたものとする。

「試験確認済証」、「コーティングに関する指針に基づくコーティング材料」、「危険物保安技術協会」の文字及びＫＨＫのマーク

３　表示の位置等

表示位置はコーティング材料を収納した容器の見やすい位置とし、表示の大きさは縦横とも概ね25㎜以上とする。表示例を別記１に示す。

４　表示の管理

(1)　試験確認を受けた者は、表示について次のとおり厳正に管理しなければならない。

ア　表示管理責任者の選任

イ　協会から交付を受けた試験確認済証、表示の原版等の保管管理体制の確立

ウ　登録した表示を付したコーティング材料の製造量、製造年月日の把握

エ　協会から交付を受けた試験確認済証の受領年月日、受領枚数、貼付年月日、貼付枚数及び残枚数の把握

(2)　試験確認を受けた者は、(1)の事項について帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

第７　事故等の報告等

１　試験確認を受けた者は、試験確認を受けたコーティング材料に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷したコーティング材料について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

２　試験確認を受けた者は、第６、１、(1)の試験確認済証及び第６、１、(2) から(5)の表示原版等を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第８　立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実

施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第９　試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第10　申請の不受理

協会は、次のいずれかにに該当する申請については、これを受理しないことができる。

1　申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

2　申請者が第９の取消し等を受け、３年を経過していない場合

3　第９の取消し等を受け３年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

4　申請者又はその役員が刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等のつみを犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない場合

5　その他、試験確認を行うことが不適当であると認められる場合

第11　手数料等

1　手数料の額は、次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下、この条において「試験確認等」という。）のため、協会職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に２に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1)　第４に定める確認工場の指定

ア　コーティング材料の種類が１つの場合

(ｱ)　試験区分の数が４以下の場合

１工場ごとに、800,000 円

(ｲ)　試験区分の数が４を超える場合

１工場ごとに、試験区分の数が６増すごとに 200,000 円を加算した額

イ　コーティング材料の種類が２つの場合

(ｱ)　試験区分の数が２以下の場合

１工場ごとに、800,000 円

(ｲ)　試験区分の数が２を超える場合

１工場ごとに、試験区分の数が６増すごとに 200,000 円を加算した額

ウ　コーティング材料の種類が３つの場合

(ｱ)　試験区分の数が６以下の場合

１工場ごとに、1,200,000 円

(ｲ)　試験区分の数が６を超える場合

１工場ごとに、試験区分の数が６増すごとに 200,000 円を加算した額

(2)　第５、２、(1) に定める試験確認不適合の場合の再申請

(1)と同じ（コーティング材料又は試験区分の数は、不適合分を含む。）

(3)　第５、３、(1)に定める試験確認済証の交付

１枚　50 円

(4)　第５、３、(2)に定める表示の登録

５試験区分以下ごとに 37,000 円

(5)　第５、５、(2) に定める定期調査

ア　コーティング材料の種類が１つの場合

(ｱ)　試験区分の数が４以下の場合

１工場ごとに、335,800 円

(ｲ)　試験区分の数が４を超える場合

１工場ごとに、試験区分の数が６増すごとに 74,700 円を加算した額

イ　コーティング材料の種類が２つの場合

(ｱ)　試験区分の数が２以下の場合

１工場ごとに、335,800 円

(ｲ)　試験区分の数が２を超える場合

１工場ごとに、試験区分の数が６増すごとに 74,700 円を加算した額

ウ　コーティング材料の種類が３つの場合

(ｱ)　試験区分の数が６以下の場合

１工場ごとに、410,500 円

(ｲ)　試験区分の数が６を超える場合

１工場ごとに、試験区分の数が６増すごとに 74,700 円を加算した額

(6)　第５、６、(1) に定める再定期調査

(5)に準じて算定した額（コーティング材料又は試験区分の数は、定期調査の不適合分を含む。）

(7)　第５、７に定めるコーティング材料の試験区分の追加申請

１工場ごとに(1)の 0.7 倍（コーティング材料の種類及び試験区分の数は、各々新コーティング材料の種類、試験区分の数を含む。）

(8)　第５、８、(2)に定める製造設備、試験設備等の変更調査

１工場ごとに 350,000 円

(9)　第５、９に定める通知書の再発行

１部につき 2,000 円

２　旅費等の額

(1)　旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア　日当

１日につき　　2,200 円

イ　宿泊料

甲地方　１日につき　　10,900 円

乙地方　１日につき　　9,800 円

ウ　交通費相当額

(2)　外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3)　外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

３　手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

４　既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第12　その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第13　雑則

１　この業務規程を運用するにあたり必要な細部事項は、細則で定める。

２　この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附　則

１　この業務規程は、平成７年１月１日から施行する。

附　則（平成７年７月 19 日危保規程第２号）

１　この業務規程は、平成７年７月 19 日から施行する。

附　則（平成９年３月４日危保規程第９号）

１　この業務規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 22 号）

１　この業務規程は、平成 11 年 10 月 19 日から施行する。

附　則（令和３年 10 月 20 日危保規程第 25 号）

１　この業務規程は、令和３年 12 月１日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 14 日危保規程第 31 号）

この規程は令和６年 11 月 14 日から施行する。

附　則（令和７年３月24日危保規程第15号）

１　この規程は令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度に実施した確認工場定期調査の結果通知書（様式第７）において、指定期間の指定期限が令和７年６月 30 日以前に指定されているものついての第５、５の定期調査に係る手数料の額は、なお従前の例による。

別表第１

１　工場全体に関する事項 (1)　工場の事業概要書 (2)　工場の組織図（各組織の従業員数を含む。）
２　コーティング材料を製造する工場に関する事項 (1)　製造設備等の配置図 (2)　工場の組織図及び職種別の従業員数（品質管理責任者の位置づけを明確にする。） (3)　確認工場の指定又は前回の定期調査から現在までのコーティング材料の製造量及び指針の品質に係る自主試験記録 (4)　コーティング材料に係る社内規格一覧表 (5)　コーティング材料の製造工程の概要 (6)　コーティング材料の原材料の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質確保の方法等の概要 (7)　コーティング材料の製造工程中における品質管理の概要 (8)　コーティング材料の品質管理特性概要 (9)　コーティング材料の製造設備（主要な附属設備を含む。）及びその管理の概要 (10)　コーティング材料に係る試験設備（試験装置、試験器具及び測定器具を含む。）及びその管理の概要 (11)　コーティング材料に係る苦情処理体制の概要
３　指針の品質に係る試験要領書

備考：１　コーティング材料の試験確認を受けようとする場合、組成、成分等についての資料を添付すること。

２　定期調査を受けようとする場合又はコーティング材料の追加の試験確認を受けようとする場合、既に提出済みの書類と内容が同じものは提出を省略できるものとする。

別表第２

1	社内標準の管理に係る規程
2	材料等の規格一覧表
3	製品規格
4	品質管理に係る規程
5	購買に係る規程
6	製造技術に係る標準
7	製造作業に係る標準
8	製造設備の管理に係る標準
9	試験設備の保守管理に係る規程
10	試験設備等に係る公的検査機関の精度証明一覧表
11	苦情処理に係る規程
12	自主試験の成績表